

事務所等に掲げる標識（業者票）の一覧

項目	専任の宅地建物取引士設置	標識の様式	標識に記載する事項								
			免許番号 免許期間 商号 代表者名 事務所 所在地	専任の宅地建物取引士氏名	業務態様	物件の名称所在地	売主の名称・免許番号	現況地目 道路 位置 指定日 建築確認 日等	クーリングオフ制度の適用がある旨の表示		
事務所等	事務所	宅地建物取引業者の本店・支店	○	第9号	○	○	-	-	-	-	-
	契約の締結又は契約の申込を受けるもの	継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、事務所以外のもの	○	第10号	○	○	○ 契約申込	○	-	-	-
		一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合にあっては、その案内所	○	第10号	○	○	○ 契約申込	○	-	-	土地に定着している案内所等以外は、適用あり
		他の宅建業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理・媒介を案内所を設置して行う場合にあっては、その案内所	○	第11号の2	○	○	○ 契約申込	○	○	-	
		業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあってはこれらの催しを実施する場所	○	第10号	○	○	○ 契約申込	○	-	-	
業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあってはこれらの催しを実施する場所	○	第10号	○	○	○ 契約申込	○	-	-			
事務所等以外の国土交通省令で定める場所	継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、事務所以外のもの	-	第10号の2	○	-	○案内等	○	-	-	○	
	一団の宅地建物の分譲をする場合における当該宅地・建物の所在する場所	-	第11号	○	-	-	-	-	○	-	
	一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合にあっては、その案内所	-	第10号の2	○	-	○案内等	○	-	-	○	
	他の宅建業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理・媒介を案内所を設置して行う場合にあっては、その案内所	-	第11号の3	○	-	○案内等	○	○	-	○	
	業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあってはこれらの催しを実施する場所	-	第10号の2	○	-	○案内等	○	-	-	○	

※ ○：必要 -：不要